

○安全性優良事業所表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、「貨物自動車運送事業の輸送の安全」について、長期間に渡って、安全対策の徹底等により荷主や社会に対し多大な貢献をしている貨物自動車運送事業者の事業所に対する表彰に関し、必要な項目を定めることを目的とする。

(表彰の対象事業所)

第2条 表彰状は、長期間に渡って安全性優良事業所の認定（全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（公益社団法人全日本トラック協会）が行う貨物自動車運送事業安全性評価事業による「安全性優良事業所」の認定をいう。）を受け、安全対策等について顕著な功績が認められる事業所について授与する。

(表彰状の授与)

第3条 表彰状の授与は、その功績に応じて、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）、運輸支局長（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び陸運事務所を含む。以下同じ。）が行うものとする。

なお、地方運輸局長表彰を行う場合は、運輸支局長表彰を行った後に行うものとする。

(表彰状の授与の時期)

第4条 表彰状の授与の時期は、地方運輸局又は運輸支局において、他の表彰の時期を勘案して定めるものとする。

(表彰の取り消し)

第5条 この表彰にあたり、虚偽の書類が確認された場合は、表彰を取り消すものとする。

(基準及び必要な書類)

第6条 この表彰に関する対象事業所の具体的な基準、必要な書類等の取扱については、自動車局貨物課長が定めるものとする。

(事務の取り扱い)

第7条 本規程に係る事務は、自動車局貨物課、地方運輸局自動車交通部貨物課及び沖縄総合事務局陸上交通課並びに運輸支局輸送部門、神戸運輸監理部兵庫陸運部輸送部門及び陸運事務所輸送部門において取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成26年3月31日から施行し、平成26年度に実施する表彰から適用する。

○安全性優良事業所表彰における地方運輸局長表彰の取扱規程

第1条 安全性優良事業所表彰規程の第6条に定める地方運輸局長表彰の取扱規程は、次条以下のとおりとする。

(地方運輸局長表彰の基準)

第2条 表彰を受けることができる事業所は、以下の各号の基準を満たしている事業所であることとする。

- 一 全国貨物自動車運送適正化実施機関が行う貨物自動車運送事業安全性評価事業（以下「Gマーク事業」という。）による安全性優良事業所の認定を連続して10年以上受けている事業所であり、かつ、直近の当該認定に係る総合評価点数が90点以上又は安全性に対する取組の積極性に係る評価点が15点以上である事業所であること。
- 二 表彰日の直前3年間について、表彰を受けようとする地方運輸局の管内で第1当事者としての事故（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第1号から第6号、第8号、第10号及び第12号から第14号に規定する事故をいう。以下同じ。）又は第1当事者と推定される事故を惹起していない事業所（管内の他の事業所を含む。）であること。
- 三 表彰日の直前1年間について、表彰を受けようとする地方運輸局の管内において監査に基づく行政処分を受けていない事業所（管内の他の事業所を含む。）であること。
- 四 安全性優良事業所表彰における運輸支局長表彰の取扱規程第2条第4号に規定する教育について、年間計画表やカリキュラムを作成し2ヵ月に一度程度実施しているとともに、会社独自の取組として、ISO9000シリーズ若しくは39000シリーズ、運輸安全マネジメントの安全管理規程等による運転者教育を実施することにより、国の基準以上の運転者教育を実施している事業所であること。
- 五 デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーのいずれかが事業所に配置される全車両に装着されている事業所であり、その効果をドライバー教育等（運輸安全マネジメントや安全運行につながる省エネ運転の実施など）に反映させている事業所であること。
- 六 Gマーク事業による安全性優良事業所の認定を受けたことにより、当該認定後に輸送の安全の確保について荷主からの表彰や感謝状を受けたことがある若しくは安定的な財務基盤の確保が図られた事業所であること又はGマーク事業の活動を通じて交通事故の防止に努めている若しくはGマーク事業に係る活動を積極的に行っている事業所であり、この結果、行政、外部機関、公益社団法人全日本トラック協会若しくは都道府県トラック協会から、輸送の安全に関する表彰を受けている事業所であること（事業者として輸送の安全に関する表彰を受けている場合を含む。）。

第3条 当該表彰にあたっては、安全性優良事業所表彰候補推薦取りまとめ書を、運輸支局を経由して地方運輸局長へ提出させることとする。

第4条 この規程に係る基準の詳細、提出に必要な書類等は、この規程によるほか、別に定めるものとする。

(基準日)

第5条 この表彰に係る基準日は、第2条第二号又は第三号に掲げる事項を除き、当該表彰の行われる年度の4月1日とする。

2 前項の基準日から表彰日のまでの間に、第2条第二号又は第三号に該当しないこととなった場合又は該当しないこととなるおそれが生じた場合は、表彰を行わないものとする。

附 則

この規程は、平成26年3月31日から施行し、平成26年度に実施する表彰から適用する。